

埼玉県環境整備センターの手数料等に関する条例の施行期日を定める規則

平成元年一月三十一日

規則第五号

埼玉県環境整備センターの手数料等に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

埼玉県環境整備センターの手数料等に関する条例の施行期日を定める規則

[埼玉県環境整備センターの手数料等に関する条例](#)（昭和六十三年埼玉県条例第四十八号）の施行期日は、平成元年二月一日とする。